東日本大震災の被災者の生活を支える取組み

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
会　長　　桑　島　　博

１　主な取組内容

（１）生活支援相談員の配置による被災世帯への支援

応急仮設住宅やいわゆるみなし仮設住宅で生活する被災世帯、また、日常生活において支援等を必要とする世帯の生活復興を図るため、新たに生活支援相談員を配置し、行政・NPO・ボランティア等と連携した見守りや相談体制を構築するなどして、被災世帯の支援に努めている

[平成 24 年 6 月末現在]

市町村名	計画	配置数
盛岡市	１	１
宮古市	２０	２０
大船渡市	２３	２３
久慈市	５	５
遠野市	６	６
一関市	２	０
陸前高田市	３６	３３

市町村名	計画	配置数
釜石市	３０	２７
奥州市	２	０
雫石町	１	１
滝沢村	２	２
住田町	２	２
大槌町	３０	２６
山田町	１５	１５

市町村名	計画	配置数
岩泉町	４	４
田野畑村	３	３
野田村	４	４
洋野町	６	６
県社協	１７	１７
合計	**２０９**	**１９５**

①　仮設住宅訪問

入居世帯数	訪問状況	
	訪問済	うち不在
１２，５１９	１２，５１９	８３９

②　仮設住宅以外の被災世帯訪問

対象世帯数（6,397 世帯）		訪問済世帯数（4,503 世帯）	
みなし仮設	在宅	みなし仮設	在宅
３，１６９	３，２２８	２，５７０	１，９９３

③　生活支援相談員による年末年始の重点訪問活動（まごころギフト配布事業）

韓国・台湾の共同募金会や岩手県老人クラブ連合会からの寄付金を活用し、昨年末から年始にかけ「みんなで明るいお正月を迎えるための要援護者等年末訪問事業」と称した重点訪問活動を実施。情報が得にくかった在宅被災者や「みなし仮設」にお住いの被災者も含めて、状況把握に努めた

④　生活支援相談員対象研修会の開催

生活支援相談員を早急に確保し活動につなげるため、資格要件に拘らず広く募集

そのため、相談技術の初歩的知識の習得確保のための研修やスキルアップ向上に向けた各種の研修会を開催している。特にも今年度は、実践力アップのため事例研究を各地で展開中

（２）災害ボランティアセンター・ボランティアによる被災者の支援

沿岸部を中心に県内 25 の市町村社協に災害ボランティアセンターを設置し、被災者への支援活動を展開

本年 6 月末における参集者は 383,295 人を数える

現在は、被災各地のニーズに合せたボランティア活動が行われており、人員の減少による問題は報告されていない

[ボランティア延べ人数]　（単位：人　平成 24 年 6 月末現在）

市町村名	人数	市町村名	人数	市町村名	人数
宮古市	23,182	洋野町	103	二戸市	
大船渡市	30,100	遠野市	66,651	雫石町	207
久慈市	1,386	住田町		滝沢村	296
陸前高田市	109,092	盛岡市	1,571	紫波町	1,057
釜石市	43,031	奥州市	5,074	金ヶ崎町	97
大槌町	57,407	花巻市	504	軽米町	111
山田町	26,975	北上市	28	平泉町	
野田村	13,430	一関市	642		
岩泉町	2,124	八幡平市	227	合計	383,295

（３）　生活福祉資金（緊急小口資金特例貸付）貸付の実施

被災した世帯に対し資金の貸付と必要な相談支援を行い、安定した生活が送れるよう支援した

○ 緊急小口資金特例貸付　3,002 件　約 4 億円

○ 生活復興支援資金　56 件　約 0.34 億円　（いずれも平成 24 年 6 月末現在）

（４）被災社会福祉施設への支援

○ 全国各地の社会福祉施設等から寄せられた被災施設に対する義援金約 2 億円を配分

○ 寄付車両 22 台や 380 万円相当の寄贈絵本・図書を配分

○ 被災した介護施設を中心に県内外から 2,319 人の職員派遣の調整

２　今後の課題

○ 被災者の生活再建までには長期的に支援を継続する必要があるが、現在配置している生活支援相談員の平成 25 年度以降の人件費等財源の確保が課題

○ 生活支援相談員をはじめ福祉現場の職員自身が被災者である場合も多く、そうした職員への心のケア対策も重要となってきている

３　今後の取組方向

（１）　被災者支援の推進

○ 生活支援相談員の配置継続と、県社協の生活支援相談員サポート機能の強化

○ 市町村災害ボランティアセンターの活動状況の把握と後方支援・アドバイスの実施

（２）　生活福祉資金の貸付等

○ 被災した世帯の生活再建に向けた適切な相談支援の実施

（３）　被災社協の再建支援

○ 被災社協の要請を受け、必要に応じて県社協職員の派遣により支援

○ 法人運営全般にわたるアドバイスの実施

○ 社協職員（生活支援相談員を含む）の心のケアに関する支援

（４）　災害復興基金事業

○ 震災後に県社協に寄せられた寄付金を災害復興基金として創設し、被災者支援活動資金として活用（年間予算 2,800 万円×5 年間）

（５）　県共同募金会との連携による被災者支援の展開

○ 生活・交流支援活動助成　１億円

（日韓共同募金会　東日本大震災救援　プロジェクト）

○ 住民支え合い活動助成　１億円

（赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」助成事業）

※別紙

岩手県共同募金会

日韓共同募金会　東日本大震災救援　プロジェクト

生活・交流支援活動助成　応　募　要　項

―本助成事業は、韓国共同募金会の支援により実施しています―

1　趣旨

韓国共同募金会では、韓国国内において企業を中心に東日本大震災支援のための寄付金募集を行い、累計で6億円を超える寄付金を中央共同募金会に寄託しました。岩手県共同募金会は、この寄付金のうち約1億円の助成枠を活用して、被災地における生活支援、地域の復興支援を効果的・継続的に進めることを目的に助成事業を実施します。

2　助成対象事業

岩手県内での活動であり、被災された方々の生活支援、地域の復興支援であること。
すでに終了した活動であっても平成23年12月1日までさかのぼって対象となります。

（1）住民交流事業

仮設住宅、みなし仮設住宅等地域における、住民同士の交流や健康維持を目的とした事業の実施。
（お茶会、サロン、お買い物ツアー、体操、健康診断・相談、支え合い活動など）

（2）被災者を対象とした相談事業

①　法律相談など被災者向けの各種相談事業の実施。
②　被災者のケアを行っている職員等への精神的なケア及び業務支援の実施。

（3）子どものケア事業

定期的な巡回及びカウンセリング、交流事業、遊び場など子どもの居場所づくりなどを目的とした事業の実施。（親子を対象とした事業も対象とします）

（4）年末年始の要援護者支援事業

仮設住宅・みなし仮設住宅での生活を余儀なくされている要援助者を対象にした餅や年越しそばの配布などの支援活動の実施。

3　助成対象費用

活動資材・消耗品等購入費、会議費、謝金、電話等通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、賃借料、交通費、宿泊費、ガソリン代、ボランティア保険料等
※ただし、助成対象事業のうち「被災者を対象とした相談事業」及び「子どものケア事業」の2事業については、スタッフ設置費（人件費）を対象とします。1名分、月額10万円で積算願います。

4　実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日
※平成24年度中に事業計画が確定している事業に限り、平成25年度に実施することも認めます。
2か年継続する事業の場合は、応募書に2年分としての申請額を記載願います。

5　選考・交付

（1）助成決定

岩手県共同募金会において審査し、助成を決定します。

（2）助成金の交付

①　助成決定後、助成金を全額送金します。ただし、助成金が100万円を超える場合は、助成決定後と精算終了後の2回に分けて送金します。
②　活動団体は活動終了後1か月以内に精算を行い、岩手県共同募金会に報告願います。

岩手県共同募金会

赤い羽根「災害ボランティア・ＮＰＯ活動サポート募金」助成事業

住民支え合い活動助成　応　募　要　項

―本助成事業は、中央共同募金会からの受託により実施しています―

1　趣旨

東日本大震災による被災者支援のために、人々とのつながりやネットワークの強化、被災地域のコミュニティ再興などに取り組む住民団体やボランティアグループ、NPO 法人等への活動支援をねらいに本助成事業を実施します。

2　助成対象

（1）対象団体

岩手県内の地元住民のグループ等による助け合い活動を行う住民団体やボランティアグループ、NPO 法人等であって、住民５名以上で構成されている非営利団体

（2）助成対象活動・プログラム

岩手県内における地元のグループによる助け合い活動　※別紙参照

・これから行う活動に要する費用であること。

・1 団体につき、1 回につき 10 万円の応募を上限とする。応募額は千円未満切り捨て。同じ団体からは 1 年間に 2 回までの応募を可能とする。

（3）助成対象費用

活動資材・消耗品費等購入費、会議費、研修費、謝金、電話等通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、交通費、ガソリン代、ボランティア保険料等　**※別紙参照**

3　助成総額

平成 24 年度分として１億円

（平成 25 年度以降の助成総額は、赤い羽根「災害ボランティア・ＮＰＯ活動サポート募金」への寄付金額によって推移します）

4　選考・交付

（1）選考にあたって重視する点

① 住民同士の助けあいを支える活動であるか。

② さまざまな人たちの参加と協力が得られているか。

③ 実施する活動の目的が明確になっており、メンバーで共有できているか。

（2）要件

① 活動について、地域の他団体の推薦が得られているか。

② 団体の代表と会計の担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制があるか。

（3）助成決定

あらかじめ市町村共同募金委員会から推薦のあった助成案件について、岩手県共同募金会において審査し、助成を決定する。

（4）助成金の交付

① 助成決定後、助成金の全額を送金する。

② 活動団体は活動終了後速やかに精算を行い、市町村共同募金委員会に報告する。